

## 子ども医療費助成制度の改正について

令和6年10月1日診療分より、市では更なる子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、現在、中学3年生までとなっている医療費（保険診療一部負担金）の助成を、18歳に達した日の属する年度の末日（高校3年生の年度末）まで拡大して実施します。

助成を受けるには、『子ども医療費受給者証』の交付を受けることが必要です。**現在高校1年生から高校3年生までのお子様におかれましては、新たに申請が必要となります。**

### 【申請が必要となるお子様】

**平成18年4月2日から平成21年4月1日の間に出生したお子様（高校生相当年齢）**

※高校生でない方も生年月日が上記に該当する場合申請できます

### 【申請不要のお子様】

- 中学生以下のお子様（既に受給者証をお持ちのお子様）
- 重度心身障害児等医療費助成対象のお子様
- ひとり親家庭等医療費助成対象のお子様
- 生活保護、里親制度対象のお子様
- 児童養護施設等入所中のお子様（医療費全額公費負担ある場合）



所沢市イメージマスコット

トコロん

### 【申請から受給者証交付まで】

• **申請書提出期限**                    **令和6年7月31日（水）**

• 申請書受付→書類の審査→受給資格の登録→受給者証の交付

• **受給者証の発送**                    **令和6年9月下旬（オレンジ色の封筒で発送します）**

• **受給者証の利用開始**            **令和6年10月1日から**

### 【Q&A】

Q1. 令和6年9月30日までの医療費は？

A1. 高校生相当年齢児童が受診した医療費は助成対象外となります。

Q2. 現在、重度医療やひとり親医療などの受給者証を使っている場合は？

A2. 引き続き、現在お使いの受給者証をご利用ください。切り替えの必要はありません。

Q3. 申請後、9月30日までに転出したり、ほかの医療費助成制度へ切り替わったときは？

A3. 申請は無効となります。

Q4. 高校生でない場合も、助成対象となる？

A4. 学生でない方（働いている方や結婚している方）も対象となります。

Q5. すでに受給者証を持っている中学生以下の児童も申請が必要？

A5. 申請不要です。令和6年9月下旬に新しい受給者証（オレンジ色）を発送します。

Q6. 申請が7月31日までに間に合わなかったら？

A6. 8月以降も受付いたしますが、受給者証の発送が9月下旬に間に合わなくなる可能性があります。（申請受付後、順次対応して参りますのでご了承願います。）

## 【子ども医療費助成制度の概要（令和6年10月1日診療分から）】

### 1. 助成対象となる年齢

0歳から18歳に達した日の属する年度の末日まで

### 2. 助成資格要件

所沢市に住民登録があり、各種社会保険または国民健康保険に加入している児童の保護者

### 3. 助成対象となる医療費

保険診療分の医療費一部負担金（未就学児は2割、就学児は3割負担分）

※ただし、高額療養費や付加給付が健康保険組合等から給付される場合はその額を除いた額

### 4. 助成対象とならない医療費

#### （1）保険診療とならない費用

※入院時の食事代、健康診断、予防注射、薬の容器代、差額ベッド料、文書料、交通費など

#### （2）交通事故等により第三者からの賠償として支払われる費用

#### （3）学校・幼稚園・保育園管理下におけるケガ等の医療費で、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる費用

※市内の市立小中学校に通う児童については、市内の医療機関にかかる場合（月額21,000円未満のとき）受給者証が利用できますが、学校を通してスポーツ共済のお手続きは必要です

### 5. 受給者証が使えるところ

#### （1）埼玉県内の保険医療機関（病院・歯医者・薬局・訪問看護ステーション）

#### （2）所沢市内の柔道整復師等（接骨院・整骨院・あんま・はり・きゅう・マッサージ等）

※保険証と受給者証を窓口で提示すると、保険診療分の医療費一部負担金の窓口払いがなくなります

※医療機関によっては対応していない場合があります

### 6. 受給者証が使えない場合（一旦窓口払いが必要になります）

#### （1）埼玉県外の保険医療機関、または所沢市外の柔道整復師等で受診した場合

#### （2）保険診療分の医療費の一部負担金が、医療機関・入院・通院ごとに、1か月21,000円以上かかった場合

#### （3）「子ども医療費受給者証」を提示しなかった場合

#### （4）子ども医療費助成制度に対応していない医療機関を受診した場合

#### （5）防衛医科大学学校病院に入院した場合

### 7. 一旦窓口払いした場合

医療機関の窓口で支払った医療費（保険診療分の医療費一部負担金）の申請については「医療費交付申請書」にてご申請ください。

※「医療費交付申請書」は市役所こども支援課、各まちづくりセンター窓口グループ、市民課サービスコーナー（所沢駅・狭山ヶ丘・小手指）窓口に置いてあります。ホームページからダウンロードもできます。申請書裏面の注意事項をよくお読みになりご申請ください。不備等がある場合、助成できないことがあります。また入院等高額の治療費は事務手続上、振込に数か月要する場合があります。

### 8. 登録内容に変更があった場合

勤務先の変更や保険扶養者の変更で加入保険が変わった、引っ越しをした、口座を変更したい、などのときはお届けが必要です。

※ほかの医療費助成制度へ切り替えをしたり、所沢市から転出等する際には「子ども医療費受給者証」をご返却ください。資格喪失後に受給者証を使用したときは、助成を受けた額の返還を求めますのでご注意ください。